

申請者向け

愛知県・半田市
新型コロナウイルス感染症対策協力金
支給申請マニュアル

令和2年5月
半田市

第Ⅰ部 受給の要件及び支給額

1 受給対象となる事業者

本協力金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、施設の休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人です。

下記（１）から（７）に該当することが必要です。

（１）県内に事業所を有すること

本協力金を受給する事業者は、愛知県内に事業所が所在していることが必要です。なお、県内に事業所が所在していれば、愛知県外に本店がある事業者についても受給対象となります。

（２）中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること

○中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

○その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

（３）休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること

①「休業の要請を受けた施設」とは以下を指します。

遊興施設等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、大学・学習塾等、ホテル又は旅館、商業施設

②「営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者」とは以下を指します。

食事提供施設

(※1) 詳細は、別表1「協力金交付対象施設一覧」、別表2「基本的に休止を要請しない施設」のとおり。

(※2) 愛知県のウェブサイト

「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請について」
(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html>) の「よくあるご質問」もご確認ください。

(4) 休業・営業時間短縮の実施

4月17日(金)～5月6日(水)の全日において、休業又は営業時間短縮した場合について支給対象となります。(4月17日(金)は調整等を念頭に置いて弾力的に対応することとし、営業実績があっても構いません。)

(※1) 「大学・学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館」、「商業施設」については、4月23日(木)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

(※2) 旅館業法の「旅館・ホテル営業」の許可を得ている、行楽を主目的とするホテル又は旅館を休業した場合については、4月26日(日)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

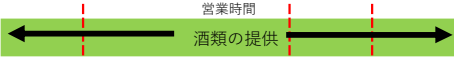
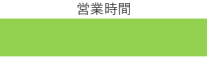
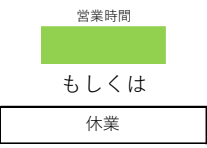
<注意点>

① 県内に複数の施設を有する事業者は対象施設全てにおいて休業又は営業時間短縮する必要があります。

② 食事提供施設における営業時間短縮とは、もともと朝5時以前や夜20時以降の営業を行っていた事業者が、朝5時から夜20時までの範囲内に営業時間を短縮(終日休業を含む)するとともに、酒類の提供を夜19時までとすることを指します。(宅配・テイクアウトを除く)

なお、もともと朝5時から夜20時までの範囲内で営業していた食事提供施設が、営業時間を短縮若しくは終日休業をした場合は休業要請の対象外であり、協力金の支給申請はできません。

○食事提供施設の営業時間短縮における協力金の対象範囲(例)

営業時間	朝5時 夜19時 夜20時	朝5時 夜20時
元々の営業時間		
変更後の営業時間		
協力金の対象	対 象	対象外

(5) 愛知県緊急事態措置が実施された令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること

(6) 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと

(7) 誓約書に記載されている事項の誓約

様式第2号「愛知県・半田市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

2 協力金支給額

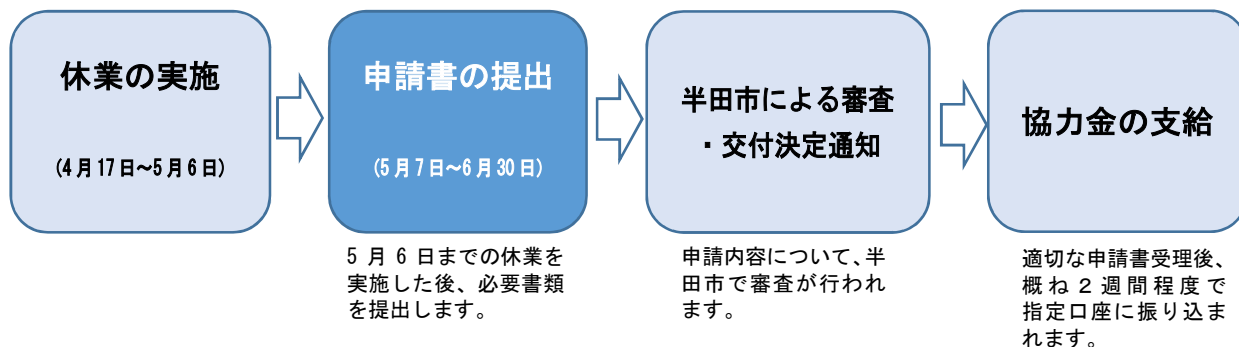
休業及び営業時間短縮を実施した場合の協力金支給額は定額で、1事業者あたり50万円です。

なお、愛知県内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本協力金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年5月7日（木）から6月30日（火）

※郵送申請の場合、6月30日の消印有効

※電子申請の場合、6月30日23：59までに申請を完了してください。

3 申請の手続き

本協力金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

（1）様式第1号 愛知県・半田市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）

※電子申請の場合、「あいち電子申請・届出システム」に直接入力するため、必要ありません。

（2）様式第2号 愛知県・半田市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書

※電子申請の場合、「あいち電子申請・届出システム」に直接入力するため、必要ありません。

（3）その他必要な添付書類

① 営業活動を行っていることが分かる書類

② 休業または営業時間短縮の状況が分かる書類

③ 振込先口座がわかる書類

（※）詳細は、チェックシート2-1「法人向け 添付書類確認」、チェックシート2-2「個人事業主向け 添付書類確認」をご覧ください。

○ 協力金申請書等の様式は、半田市のホームページからダウンロードすることができます。

○ 提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

法人においては本店所在地（法人確定申告書に記載の住所）、個人事業主については住所地（確定申告書に記載の住所（又は事業所・事務所・居所など））の市町村に対し申請してください。

半田市に申請する事業者は、①電子申請または②郵送で申請してください。詳しくは以下をご覧ください。

①電子申請

「あいち電子申請・届出システム」から提出ができます。
※事前に添付書類をご準備していただき、チェックシート2-1またはチェックシート2-2で添付書類を確認したうえで手続きを進めてください。

【アクセス方法】

URL https://www.city.handa.lg.jp/keizai/kyoryokukin_densisinsei.html

QRコード



スマートフォン、
タブレットからも
申請できます

インターネット検索サイト 「あいち電子申請・届出システム」を検索 → 申請団体選択画面で「半田市」を選択→手続き名に「協力金」を入力し、検索をクリック

6月30日（火）23時59分までに申請を完了してください。

②郵送申請

申請に必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで送付して下さい。

申請書等の様式は、半田市のホームページからダウンロードすることができます。

○郵送先

〒475-8666（住所の記載は不要です。）

半田市役所 経済課 協力金担当 宛

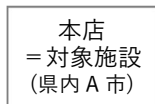
※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。



3密（密閉・密集・密接）を回避するため、原則、
電子申請または郵送での申請にご協力をお願いいたします。

＜参考＞申請先市町村の考え方

○本店のみの場合



本店のある A 市へ申請

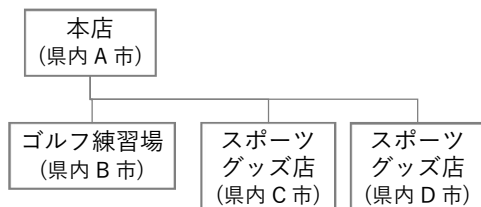
○複数の対象施設を持つ場合



本店のある A 市へ申請

(店舗が A 市にない場合も、あくまで本店が所在する市へ提出)

○複数種類の対象施設を持つ場合



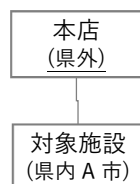
(運動施設に該当
4/18～休業)

(商業施設に該当
4/23～休業)

複数種類の施設があっても、申請は
1 件のみ。本店のある A 市へ申請。

○対象施設が県内にあるが、 本店が県外に所在する場合

(例 1)



(例 2)



愛知県へ郵送 (P7 の＜例外＞参照)

愛知県で申請先市町村を検討し、愛知県から申請先市町村へ送付。

＜例外＞本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者の申請先

本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者は、愛知県のウェブサイト「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請について」(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html>) から申請書類をダウンロードして記載し、必要書類を添付して、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで郵送して下さい。(持参による申請は受け付けません。)

〒460-8501 (住所不要)

愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課

新型コロナウイルス感染症対策協力金プロジェクトチーム 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 支給方法

半田市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不適当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により協力金の支給を受けた場合は協力金を返還しなければなりません。

また、休業要請への協力事業者として、交付市町村名、法人名（個人事業主は屋号）、法人番号、施設の種類を愛知県のホームページで公開することがあります。

8 お問合せ先

○協力金の申請方法について

半田市 市民経済部 経済課 協力金担当
電話番号 0569-84-0634（ダイヤルイン）対応時間 平日 9 時～17 時
メール kyoryokukin@city.handa.lg.jp

○休業要請・協力金の対象について

愛知県 新型コロナウイルス感染症「県民総合相談窓口」（コールセンター）
電話番号 052-954-7453（ダイヤルイン）
対応時間 土日祝日を含む毎日 9 時～17 時

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村や愛知県などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や愛知県などが、「愛知県・半田市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。

別表 1 協力金交付対象施設一覧

①休止要請

施設の種類	施設コード	内訳
遊興施設等	A01	キャバレー
	A02	ナイトクラブ
	A03	ダンスホール
	A04	スナック
	A05	バー
	A06	ダーツバー
	A07	パブ
	A08	性風俗店
	A09	デリヘル
	A10	アダルトショップ
	A11	個室ビデオ店
	A12	インターネットカフェ
	A13	漫画喫茶
	A14	カラオケボックス
	A15	射的場
	A16	ライブハウス
	A17	場外馬(車・舟)券場
	A18	その他
運動、遊技施設 ※1 屋外施設は対象外 ※2 観客席部分 は対象	B01	体育館
	B02	屋内・屋外水泳場
	B03	ボウリング場
	B04	スケート場
	B05	スポーツクラブ
	B06	ホットヨガ・ヨガスタジオ
	B07	ゴルフ練習場 ※1
	B08	バッティング練習場 ※1
	B09	陸上競技場 ※1 ※2
	B10	野球場 ※1 ※2
	B11	テニス場 ※1 ※2
	B12	柔剣道場
	B13	弓道場 ※1
	B14	マージャン店
	B15	パチンコ店
	B16	ゲームセンター
	B17	テーマパーク
	B18	遊園地
	B19	その他
大学、学習塾等 ※オンライン 授業は対象外 ※家庭教師は対 象外	C01	大学
	C02	専門学校
	C03	高等専修学校
	C04	専修学校・各種学校
	C05	日本語学校・外国語学校
	C06	インターナショナルスクール
	C07	自動車教習所
	C08	学習塾
	C09	英会話教室
	C10	音楽教室
	C11	囲碁・将棋教室
	C12	生け花・茶道・書道・絵画教室
	C13	そろばん教室
	C14	バレエ教室
	C15	体操教室
	C16	スポーツ教室
	C17	その他
劇場等	D01	劇場
	D02	観覧場
	D03	プラネタリウム
	D04	映画館
	D05	演芸場
	D06	その他

施設の種類	施設コード	内訳
集会・展示施設	E01	集会場
	E02	公会堂
	E03	展示場
	E04	貸会議室
	E05	文化会館
	E06	多目的ホール
	E07	その他
博物館等	F01	博物館
	F02	美術館
	F03	図書館
	F04	科学館
	F05	記念館
	F06	水族館
	F07	動物園
	F08	植物園
	F09	その他
ホテル又は旅館（集 会の用に供する部分 に限る）	G01	ホテル
	G02	旅館
	G03	その他
ホテル又は旅館（行 楽を主目的とする宿 泊施設）	H01	ホテル
	H02	旅館
	H03	その他
商業施設	J01	ペットショップ (ペットフード売場を除く)
	J02	ペット美容室(トリミング)
	J03	宝石類や金銀の販売店
	J04	住宅展示場(戸建て、マンション)
	J05	古物商(質屋を除く)
	J06	金券ショップ
	J07	古本屋
	J08	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	J09	囲碁・将棋盤店
	J10	DVD/ビデオショップ・レンタル
	J11	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	J12	ゴルフショップ
	J13	土産物店
	J14	旅行代理店(店舗)
	J15	アイドルグッズ専門店
	J16	ネイルサロン
	J17	まつ毛エクステンション
	J18	スーパー銭湯
	J19	岩盤浴
	J20	サウナ
	J21	エステサロン
	J22	日焼けサロン
	J23	脱毛サロン
	J24	写真屋・フォトスタジオ
	J25	美術品販売
	J26	展望室
	J27	その他

②営業時間短縮要請

施設の種類	施設コード	内訳
食事提供施設 ※宅配、テークア ウトサービスは除 く	K01	飲食店
	K02	料理店
	K03	喫茶店
	K04	和菓子・洋菓子店
	K05	タピオカ屋
	K06	居酒屋
	K07	屋形船
	K08	その他

別表2 基本的に休止を要請しない施設

①社会福祉施設等

種類	施設	休止要請	要請の内容
社会福祉施設等(※)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を要請
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自棄を要請

②社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	要請の内容
医療施設 (※)	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
	卸売市場	対象外	
	食料品売場(移動販売店舗を含む)	対象外	
生活必需物資販売施設	コンビニエンスストア	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店	対象外	
	カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等含む)	対象外	
工場等	工場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関 官公署等	銀行	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
その他	理髪店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯(公衆浴場) ※	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

チェックシート1（申請書記載事項確認用）

↓○は必須書類

確認項目	法人	個人事業主等	【確認内容】	✓
1 申請者欄				
法人番号	○		法人番号は記載されていますか。	
本店所在地（住所）		○	住民票の住所が記載されていますか。	
資本金の額	○		チェックシート2の中小企業基本法の定義の資本金以下ですか。	
従業員者数	○	○	チェックシート2の中小企業基本法の定義の従業員数以下ですか。（資本金とどちらかでOK）	
2 該当する交付要件欄				
休業した期間	○	○	休業協力期間中、すべて休業しましたか。	
休業対象施設	○	○	裏面に記載の施設コードが記載されていますか。	
営業時間短縮の実績	○	○	通常営業時間は、午前5時より前、又は午後8時より遅くなっていますか。	
	○	○	変更後の営業時間は、午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）の間に収まっていますか。	
3 振込先口座				
口座名義	○	○	口座名義は申請者と同じですか。	
	○	○	フリガナは記載されていますか。	
裏面 愛知県内に所在する施設・店舗一覧				
	○	○	愛知県内に所在する施設はすべて記載されていますか。	

※申請書裏面にも記載事項がありますので、記載漏れにお気を付けください。

※申請書や添付書類は必ず控えをとり保管してください。

法人向け

チェックシート2-1（法人向け 添付書類確認）

確認項目	法人	必要書類		✓
誓約書（様式第2号）	○	①	誓約書 ※電子申請の場合は添付不要です（入力画面にチェック項目があります）	原本
営業活動を行っていることが分かる書類	○	②	直近の確定申告書（法人：法人税（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）※受付印または受信通知のない場合、確定申告書の全ページを添付してください。） ※申告書に 業種や資本金の額が記載がない場合 は、業種や資本金の額が分かる書類を追加で添付してください。 （例）法人：定款又は登記簿謄本（履歴事項証明書）等 ※ 設立1期目で決算期や申告時期を迎えていない場合 は、法人設立届（税務署の受付印があるもの）及び、直近の経理帳簿等を添付するなど、措置時点での営業実態がわかる書類を添付してください。 （例）現金出納帳、売上帳簿 等（令和2年1月以降直近までのもの）	写し
	○ ※該当の場合のみ	③	業種にかかる営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類 （例）飲食店営業許可、旅館業許可、古物営業許可、風俗営業許可・届出 等 ※営業許可等が必要な業種のみ添付してください。	
	○	④	申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真 ※令和2年4月10日以降記録されたものに限り ※申請書の表面・裏面に記載している全ての施設についての写真を添付してください。	
休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類	○	⑤	休業又は営業時間短縮の告知、通知 （例）ホームページの画面、ポスターやチラシ、本社等から事業所に対する通知 等 ※休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が分かるよう工夫してください。 ※上記書類がない場合は、休業期間中の事業収入額を示した帳簿を添付してください。	
振込先口座が分かる書類	○	⑥	振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し	

中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

＜注意事項＞

尚、**資本金の額又は出資の総額が左欄の各分類に示す額を超える法人については、従業者数が分かる書類の写しの添付も必要です。**

（例）**法人事業概要説明書（法人税申告添付書類）、ホームページ、従業員名簿 等**

個人事業主向け

チェックシート2-2（個人事業主向け 添付書類確認）

確認項目	個人事業主	必要書類	✓
誓約書（様式第2号）	○	① 誓約書 ※電子申請の場合は添付不要です（入力画面にチェック項目があります）	原本
営業活動を行っていることが分かる書類	○	② 直近の確定申告書 （個人：所得税（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの） ※受付印または受信通知のない場合、確定申告書の全ページを添付してください。） ※個人の場合はマイナンバーを黒く塗りつぶすなどとして提出してください。 ※申告書に 業種や資本金の額が記載がない 場合は、業種や資本金の額が分かる書類を追加で添付してください。 （例）個人：開業届 等 ※ 設立1期目で決算期や申告時期を迎えていない 場合は、個人事業の開業届（税務署の受付印があるもの）及び、直近の経理帳簿等を添付するなど、措置時点での営業実態がわかる書類を添付してください。 （例）現金出納帳、売上帳簿 等（令和2年1月以降直近までのもの）	写し
	○ ※該当の場合のみ	③ 業種にかかる営業に必要な許可等 を取得していることがわかる書類 （例）飲食店営業許可、旅館業許可、古物営業許可、風俗営業許可・届出 等 ※ <u>営業許可等が必要な業種のみ添付してください。</u>	
	○	④ 申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真 ※令和2年4月10日以降記録されたものに限る ※申請書の表面・裏面に記載している全ての施設についての写真を添付してください。	
	○	⑤ 本人確認書類 （運転免許証、パスポート、保険証等）※個人事業主の場合のみ	
休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類	○	⑥ 休業又は営業時間短縮の告知、通知 （例）ホームページの画面、ポスターやチラシ、本社等から事業所に対する通知 等 ※休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が分かるよう工夫してください。 ※上記書類がない場合は、休業期間中の事業収入額を示した帳簿を添付してください。	
振込先口座が分かる書類	○	⑦ 振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し	